

No.	質問 (Q)	回答 (A)
Q1	「仕入控除税額報告」とは、具体的にどのような報告ですか？	補助金収入は課税対象とならない一方で、補助対象経費は課税仕入れとして仕入税額控除することが可能です。補助対象経費に係る仕入税額控除をした場合、本来事業者が支払うべき対象経費に係る消費税の還付を受けている（仕入に係る消費税を実質的に負担していない）こととなるため、補助金分の仕入控除税額を県に返還していただく必要があります。このため、仕入控除された消費税額があるかを確定し、報告するための手続きです。
Q2	報告の対象となる事業者は、どのような事業者ですか？	千葉県から電子処方箋の導入に係る補助金の交付を受けたすべての補助事業者です。（法人、個人事業主を問いません。）
Q3	仕入控除税額がなく返還が発生しない場合でも、報告は必要ですか？	はい、返還額の有無にかかわらず、補助金の交付を受けた事業者は必ず報告が必要です。
Q4	報告の期限はいつまでですか？	原則として、消費税の確定申告により仕入控除税額が確定した後、速やかに報告をしていただきます。令和6年度に交付した補助金に係る報告受付期間は、令和7年10月1日から令和7年12月19日までです。
Q5	報告書は、どこに提出すれば良いですか？	千葉県ホームページ上に設けている電子申請フォームから報告をお願いします。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/tekiseika/shiirekojozeigaku.html
Q6	報告書を電子メールで提出することはできますか？	電子申請フォームより御提出ください。 (https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/tekiseika/shiirekojozeigaku.html)
Q7	郵送で報告する場合、消印有効ですか？	必着になります。期限直前の場合は積極的に電子申請フォームを御活用ください。

Q8	報告書の記載方法で不明点がある場合、どこに問い合わせれば良いですか？	千葉県電子処方箋補助金事務局（050-3615-6611（平日9時から18時まで）※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）にお問い合わせください。確定申告の内容について御不明な場合は、経理担当の方にお尋ねください。
Q9	提出書類の控えは、保管しておく必要がありますか？	はい、補助事業の証拠書類として、提出した報告書と添付書類の控えを適切に保管しておく必要があります。
Q10	返還額なし（0円）として報告したが、その後の手続きはどうなりますか。	返還額なし（0円）として報告し、必要書類の提出をするだけで手続きは完了です。（報告内容に疑義があれば補助金事務局から連絡することはありますのでご了承ください。）
Q11	仕入控除税額の返還額がある場合は県に振込をすればよいのですか。	報告書の審査を行い、額が確定した後に、千葉県から納入通知書兼領収証書を送付します。納入通知書の記載を確認のうえ、納入期限日までに振込をお願いいたします。
Q12	報告書を提出し、返還相当額を納付した後、さらに手続きはありますか？	納付完了をもって本報告に関する手続きは終了します。 ただし、確認事項がある場合など、千葉県から連絡が入る可能性はあります。
Q13	千葉県で返還額を計算して通知はできないですか。（返還額がいくらになるか教えてください。）	返還額の計算では、事業者での確定申告の有無や、確定申告時の仕入控除の計算方法等確認する必要がありますが、これらは県では分からないため、事業者からご報告をお願いしています。

No.	質問 (Q)	回答 (A)
Q14	複数の施設を運営していますが、報告は施設ごとですか？それとも事業者（法人）全体ですか？	交付決定ごとに報告が必要になります。複数施設をまとめて申請し、交付決定を受けている場合は、その内容に沿った報告をしていただきます。
Q15	私は免税事業者で、消費税の確定申告の義務がありません。 この場合でも報告は必要ですか？また、提出書類は何が必要ですか？	はい、報告は必要です。ただし、免税事業者は仕入税額控除の適用がないため、**返還額は「0円」**となります。 県ホームページ掲載の「消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）」を作成して電子申請フォームより報告を行ってください。
Q16	私は簡易課税方式で消費税を申告しています。 返還相当額は発生しますか？ また、提出書類は何が必要ですか？	いいえ、簡易課税方式を適用している事業者は、補助金に係る仕入税額控除の計算を行わないため、返還相当額は発生しません。 「仕入控除税額報告書（第7号様式）」と、簡易課税を選択していることがわかる消費税の確定申告書の写しを提出してください。
Q17	簡易課税の場合、なぜ返還相当額が0円になるのですか？	簡易課税は、売上にかかる消費税から業種ごとの「みなし仕入率」を用いて仕入税額控除を計算するため、個別の補助事業の仕入れにかかる消費税額とは連動しないためです。
Q18	電子処方箋の導入（支払い）は前年度に行いましたが、補助金の交付を受けたのは今年度です。いつの申告に基づき報告しますか？	電子処方箋管理サービス等を課税仕入れした日（支払日など）が属する課税期間の消費税確定申告に基づいて報告します。
Q19	報告書の「仕入控除税額」は、どのように計算すれば良いですか？	課税方式によって計算方法が異なります。千葉県ホームページに報告書別紙（エクセル）を掲載しておりますので、そちらを御参照ください。 なお、課税方式がわからない場合は確定申告書などで申告内容を御確認ください。
Q20	仕入控除税額の計算で、「個別対応方式」と「一括比例配分方式」のどちらを使えば良いですか？	事業者が消費税の確定申告で採用した方式に基づいて計算してください。
Q21	申請時に補助対象経費を仕入控除税額分を減額し税抜きで計上しましたが、それでも仕入控除税額は発生しますか？	補助対象経費を仕入控除税額分を減額し税抜きで計上している場合、原則として仕入控除税額はありません。

No.	質問 (Q)	回答 (A)
Q22	消費税の確定申告をしているかどうか分かりません。	確定申告について不明な場合は、経理担当の方や顧問税理士等にお尋ねください。
Q23	交付決定通知書を紛失したため、交付決定日や交付決定通知の番号が分かりません。交付決定通知書を再発行してもらえますか。	昨年度交付決定をした事業者に対し、消費税仕入税額報告の御案内を郵送しています。その文書に交付決定日などを記載していますので、御確認ください。
Q24	課税事業者から免税事業者になりました。報告はどうなりますか？	電子処方箋管理サービス等を課税仕入れした日（支払日など）の属する課税期間が報告の対象となります。この課税期間において免税事業者であり仕入税額控除が適用されなければ、**返還額は「0円」**となります。
Q25	税務署へ修正申告を行い、課税売上割合が変わった場合はどうすればよいですか。	報告書を修正する必要がありますが、千葉県の審査状況に応じて、対応が異なります。速やかに補助金事務局に連絡してください。
Q26	補助金の交付を受けた医療機関等は既に廃止していますが、報告の必要はありますか。	補助金の交付を受けた後医療機関等を廃止した場合も、報告する必要があります。
Q27	補助金の交付を受けた当時から、医療機関等の名称を変更しているが、「事業者名」はどうすればよいですか。	補助金の交付を受けた当時から、医療機関等の名称を変更した場合、現在の名称で報告してください。その際、旧名称から変更したことがわかる書類（登記事項証明書等の写し）を併せて添付してください。
Q28	補助金分を除く導入経費（自己負担分）にも消費税がかかっていますが、これも報告の対象ですか？	報告の対象となるのは、補助対象経費に係る消費税額のみです。自己負担分については報告の対象外です。
Q29	（報告期限を過ぎて）仕入控除税額の報告を失念していたことに気づきました。今からでも報告できますか？	速やかに事務局（050-3615-6611（平日9時から18時まで）※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）へ連絡をしてください。
Q30	補助金で取得した資産を処分（売却）した場合、この報告とは別に対応が必要ですか？	はい、補助事業で取得した資産の処分には、別途財産処分の承認申請が必要になる場合があります。事務局へ連絡をしてください。